

茨木市水道・下水道事業審議会傍聴要領

(傍聴の手続き)

- 第1 茨木市水道・下水道事業審議会を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を受付簿に記入し、係員の指示に従って、傍聴席に着かなければならない。
- 2 傍聴の受付は、審議会の開会予定時刻の30分前から開会予定時刻までの間行うものとする。
- 3 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、会長が必要と認めるときは、これを増員することができる。
- 4 審議会を傍聴しようとする者は、先着順により決定するものとする。但し、先着順により決定できない場合は、抽選により決定するものとする。

(入場の制限)

- 第2 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。
- (1) 酒気を帯びていると認められるもの
 - (2) 審議会の妨害になると認められる器物等を携帯しているもの
 - (3) 前2号の掲げるもののほか、審議会を妨害し、又は、他人に迷惑を及ぼすと認められるもの

(傍聴人の遵守事項)

- 第3 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) みだりに傍聴席を離れること
 - (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと
 - (3) 議事に批評を加え、または賛否を表明すること
 - (4) 飲食又は喫煙を行うこと
 - (5) 帽子の類を着用すること
 - (6) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用すること
 - (7) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会会長の許可を得た場合は、この限りではない
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、審議談会の妨害となるような行為を行うこと

(その他の指示)

- 第4 傍聴人は、審議会を傍聴するにあたっては、会長及び事務局職員の指示に従うこと。なお、会長及び事務局職員がこれを注意し、それに従わないときは、退場を命じることができる。